

【信託保全説明書】

①弊社は、金融商品取引法に基づき、お客様からお預かりした保証金(外貨ネクストネオ)にお客様の計算に属する為替損益を加減算した金額(お客様からお預かりした保証金に、お客様の計算に属する為替損益、スワップポイント、未払手数料を加減算した金額。)、マイページ残高(未使用金)および外貨ネクストバイナリー口座預り金の金額(以下、これらを総称して「保証金等」といいます。)を、三井住友銀行、みずほ信託銀行およびあおぞら銀行の顧客区分管理信託により、弊社の自己資産と区分して管理いたします。ただし、三井住友銀行、みずほ信託銀行およびあおぞら銀行は、顧客区分管理信託を管理しているのみで、お客様に対して保証金等の全額の返還を保証するものではありませんので、お客様は、三井住友銀行、みずほ信託銀行およびあおぞら銀行に対して保証金等の支払い等を直接請求することはできません。

②弊社は、保証金等の全額を顧客区分管理信託により区分管理します。そして、毎営業日に保証金等の総額以上の金銭等が顧客区分管理信託として区分管理されていることを確認して、保証金等の保全を図ります。

③お客様の保証金等は、毎営業日の午前7時(ただし、米国東部時間が夏時間の場合は午前6時)に弊社で入金を確認できた分について、入金を確認した日の翌営業日に顧客区分管理信託に入金します。

したがって、お客様のご入金された時刻によりますが、最長でも入金日の翌々営業日までには信託設定がされることとなります。この間は金融庁に登録された金融機関において、保証金であることが名義により明らかな預金口座により区分管理致しません。

④お客様は、弊社に支払停止、破産等の事由が生じた場合には、建玉の清算後、顧客区分管理信託にて保全された金銭について、清算時の保証金等の額に応じて、受益者代理人(乙)を通じて配分を受けることができます。お客様への保証金等の返還は、金銭信託にて保管された金銭から諸費用を控除した額を分配の原資とし清算時の保証金等の額により按分された金額により行われます。これに加え弊社では、よりスムーズに、より多くの資金の返還が行えるよう、返還にかかる費用(返還事務費用、信託報酬、弁護士費用等)に充当される資金を別途信託内に積み立てており、法令で求められる水準以上のより強固な信託スキームを実現させております。

⑤弊社の支払停止、破産等の事由が生じた際に、弊社の故意過失や為替相場の短時間での大幅な変動等によりカバー取引を適切に行うことができていなかった場合や、弊社のシステム障害等により保証金等の総額を正しく算定できていなかった場合

などには、顧客区分管理信託にて区分管理された金銭が、保証金等の総額に不足する場合があります。この場合には、お客様の保証金等の一部が返還されないことがあります。

⑥弊社は、顧客区分管理信託による区分管理を実施するため、またはお客様に顧客区分管理信託で区分管理された金銭を配分するために、必要あるときは、お客様の個人情報を受益者代理人(乙)、三井住友銀行、みずほ信託銀行およびあおぞら銀行に提供することがあります。

⑦顧客区分管理信託の受益者代理人は、法令で定められた資格を有する者を選定することが義務づけられており、弊社は、社内の内部管理担当役員又は内部管理責任者である受益者代理人(甲)に加えて、社外の弁護士を受益者代理人(乙)に選任しています。

以上